

週刊WEB

# 企業 経営

MAGA  
ZINE

Vol.659 2020.1.28

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2020年1月24日号

## 離脱後の英国とEUの協議

～EUは移行期間延長も  
ゼロ・ダンピングの確約も得られない

経済・金融フラッシュ 2020年1月24日号

## 消費者物価(全国19年12月)

～制度要因を除いたコアCPI上昇率は  
引き続きゼロ%台前半

経営 TOPICS

統計調査資料

## 全国小企業月次動向調査

(2019年12月実績、2020年1月見通し)

経営情報レポート

## 令和2年度 税制改正 -所得税・資産税・法人税・消費税-

経営データベース

ジャンル：労務管理 > サブジャンル：社会保険  
海外出向者の社会保険  
給与計算の基本について



本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

ネット  
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

# 離脱後の英國とEUの意義 ～EUは移行期間延長も ゼロ・ダンピングの確約も得られない

**1** 英国のEU離脱が実感されるのは、離脱日ではなく、20年末に予定される移行期間終了時だ。

**2** 離脱後の英国とEUは「将来関係協定」を協議するが、「政治合意」がカバーする幅広い包括的な協定の発効手続きを、移行期間延長なしに終えることは「不可能」と見られている。

**3** 英国政府は、移行期間中に、国際協定の再締結、米国とのFTA交渉、アイルランド国境の開放のための枠組みやヒトの自由移動の終了後のEU市民の権利保全、新たな豪州型のポイント制の移民管理制度の導入の準備、「英国の潜在力を解き放つ」政策を進める必要がある。

**4** ジョンソン首相が、「移行期間の延長はしない」方針を転換するとの期待は裏切られるだろう。延長による「権限の回復」の遅れは、支持者への裏切りとなる。

移行期間中に発効手続きが可能な範囲で協定をまとめれば、事実上の合意なき離脱は回避できる。

**5** EUは、英国が基準や規制、税の不当な引き下げ（ダンピング）に動くことを警戒し、「ゼロ・ダンピング」を「関税ゼロ、数量規制なし」の条件にしようとしている。しかし、将来にわたって引き下

げないなどの「確約」を得ることは難しいだろう。

**6** EUと英国政府との交渉上の力関係は、ジョンソン政権の誕生で変わった。

ジョンソン首相が求める「カナダ型のFTA」は「いいところ」ではない。

加盟国であった英国との間で、20年末までに物品のFTAも規制の同等性評価も終えられないはずはない。

**7** 21年以降、英国とEUの相互のアクセスには、現状よりも制限が加わり、多少の混乱もあり得る。

不透明感も続くだろう。離脱の経済や雇用への影響もより明確になるだろう。

**8** たとえ、EUが「ゼロ・ダンピング」の確約が得られなくても、現実には、英国がダンピングに動く可能性は低く、英国がより高い水準に動くことで乖離する可能性も十分ある。

**9** 新体制のEUは、政策課題の推進にあたって英国が圏外に去った損失を感じる場面が増えるだろう。英国との交渉に、過度に硬直的な態度で臨むことは、EUにとって得策ではない。

ネット  
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

# 消費者物価（全国19年12月）

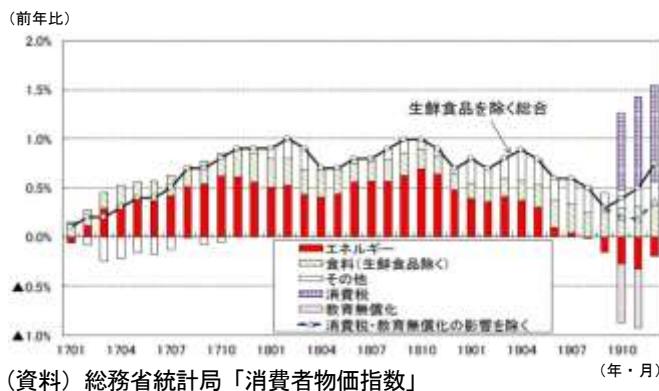
## ～制度要因を除いたコアCPI上昇率は引き続きゼロ%台前半

### 1 コアCPI上昇率は

#### 前月から0.2ポイント拡大

総務省が1月24日に公表した消費者物価指数によると、19年12月の消費者物価（全国、生鮮食品を除く総合、以下コアCPI）は前年比0.7%（11月：同0.5%）となり、上昇率は前月から0.2ポイント拡大した。事前の市場予想（QUICK集計：0.7%、当社予想は0.8%）通りの結果であった。生鮮食品及びエネルギーを除く総合（コアコアCPI）は前年比0.9%（11月：同0.8%）、総合は前年比0.8%（11月：同0.5%）であった。

#### 消費者物価指数（生鮮食品除く、全国）の要因分解



### 2 上昇品目数の割合は

#### 消費増税前に比べて低下

消費者物価指数の調査対象523品目（生鮮食品を除く）を、前年に比べて上昇している品目と下落している品目に分けてみると（消費税率引き上げの影響を除いている）、12月の上昇品目数は274品目（11月は285品目）、下落品目数は190品目（11月は182品目）となり、上昇

品目数が前月から減少した。上昇品目数の割合は52.4%（11月は54.5%）、下落品目数の割合は36.3%（11月は34.8%）、「上昇品目割合」－「下落品目割合」は16.1%（11月は19.7%）であった。

### 3 コアCPI上昇率は

#### 当面ゼロ%台の推移が続く見込み

19年12月のコアCPIは上昇率が前月から0.2ポイント拡大したが、その主因はエネルギー価格の下落幅縮小である。制度要因（消費税率引き上げ＋幼児教育無償化）を除いた上昇率は引き続きゼロ%台前半で、基調的な物価上昇圧力が高まっているわけではない。

### 4 CPI上昇率の世代間格差が拡大

2019年12月分と同時に公表された2019年のコアCPI上昇率は0.6%となり2018年の0.9%から上昇率が0.3ポイント縮小した。また、同時に公表された世帯主の年齢階級別指数によれば、2019年のコアCPI上昇率は39歳以下の年齢層が小幅なマイナス（29歳以下：前年比▲0.1%、30～39歳：同▲0.2%）となる一方、50歳以上の世帯が平均を上回り、60歳以上は1%程度（60～69歳：前年比0.9%、70歳以上：同1.0%）となった。

# 全国小企業月次動向調査

(2019年12月実績2020年1月見通し)

日本政策金融公庫 2020年1月23日公表

## 結果の概況

[概況] 小企業の売上DIは、マイナス幅が縮小～1月もマイナス幅が縮小する見通し

### 1 売上

2019年12月の売上DIは、11月(▲16.4)からマイナス幅が1.5ポイント縮小し、▲14.9となった。

2020年1月は、▲12.5とさらにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。業種別にみると、製造業(▲25.6→▲20.3)ではマイナス幅が縮小した一方、非製造業(▲14.2→▲14.5)ではマイナス幅が拡大した。1月は、製造業で▲19.0、非製造業で▲11.6と、ともにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

### 2 採算

2019年12月の採算DIは、11月(▲1.0)から1.3ポイント上昇し、0.3となった。

2020年1月は、▲3.0と低下する見通しとなっている。

### 3 半期の景況感

2019年下半期の景況感DIは、2019年上半期(▲31.2)からマイナス幅が3.7ポイント縮小し、▲27.5となった。

2020年上半期は、▲18.8と2019年下半期実績を上回る見通しとなっている。

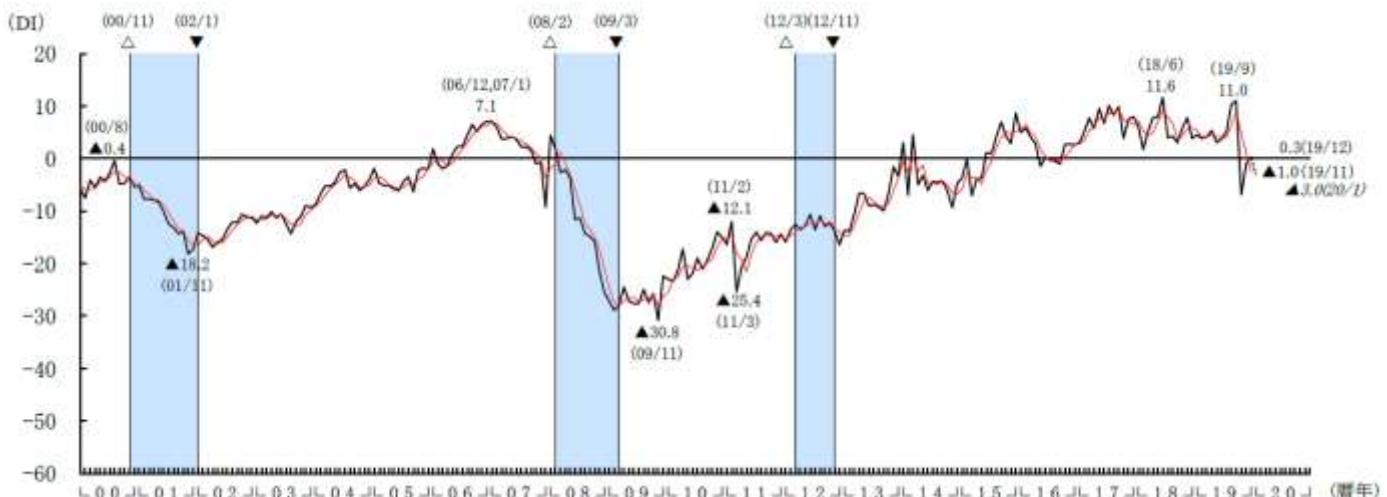
## 1 売上

- 12月の売上DIは、11月からマイナス幅が1.5ポイント縮小し、▲14.9となった。1月は、▲12.5とさらにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。
- 業種別にみると、製造業(▲25.6→▲20.3)ではマイナス幅が縮小した一方、非製造業(▲14.2→▲14.5)ではマイナス幅が拡大した。1月は、製造業で▲19.0、非製造業で▲11.6と、ともにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。
- 非製造業では、小売業、サービス業、運輸業で上昇している。1月は、卸売業と運輸業を除く全ての業種で上昇する見通しとなっている。

### 売上DIの推移（全業種計、季節調整値）

	2018 12月	2019 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020 1月
実績	▲ 7.8	▲ 5.6	▲ 3.2	▲ 13.3	▲ 3.2	▲ 7.4	▲ 14.2	▲ 7.5	▲ 7.0	2.4	▲ 22.8	▲ 16.4	▲ 14.9	-
見通し	▲ 1.3	▲ 4.1	▲ 3.0	▲ 2.8	▲ 7.9	▲ 8.8	▲ 5.9	▲ 1.6	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 20.5	▲ 11.1	▲ 14.0	▲ 12.5



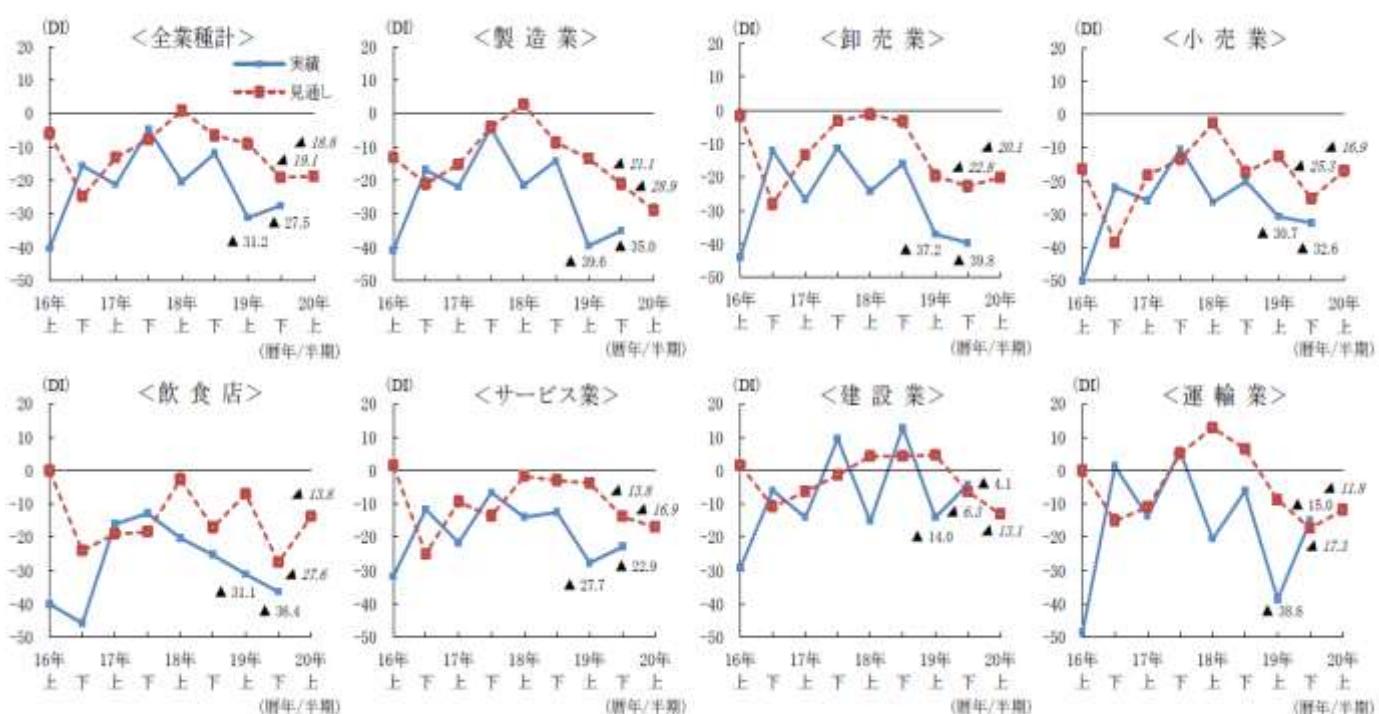


(注) DIは「黒字」企業割合－「赤字」企業割合。

### 3 半期の景況感（自社の業績や顧客の様子などから総合的に判断したもの）

- 2019年下半期の景況感DI（実績）は、2019年上半期からマイナス幅が3.7ポイント縮小し、▲27.5となった。業種別にみると、卸売業、小売業、飲食店を除く全ての業種で前期からマイナス幅が縮小している。
- 2020年上半年の景況感DI（見通し）は、▲18.8と2019年下半年実績を上回っている。

#### 景況感の推移



(注) 1 景況感について、それぞれ前期実績と比べて尋ねている。  
2 DIは前期比で「上昇」企業割合－「下降」企業割合。



# 令和2年度 税制改正

## -所得税・資産税・法人税・消費税-

1. 令和2年度税制改正の概要
2. 個人所得課税の改正
3. 資産課税の改正
4. 法人課税の改正
5. 消費課税の改正



### ■参考文献

与党税制調査会資料 令和2年度税制改正について（経済産業省）

# 令和2年度税制改正の概要

## ■ 令和2年度税制改正の基本的な考え方

令和2年度税制改正大綱においては、「人口減少と少子高齢化の進展によって引き起こされる様々な課題を克服し、豊かな日本を次の世代へと引き渡すこと」や「デフレ脱却による経済の再生と財政健全化」という、これまで安倍政権が掲げてきた基本理念を踏襲しつつ、「イノベーションを持続的・自律的に生み出していく」という新たな課題に対しても税制面から手当てしていくことが宣言されています。

### (1) デフレ脱却と経済再生

デフレ脱却・経済再生を実現させるためには、企業の内部留保、特に大企業が保有している現金資産を設備投資や賃上げへ向かわせることが極めて重要だと考えられます。また、企業が自社の技術やノウハウにこだわることなく、外部と手を組んでイノベーションを進めていく、いわゆるオープンイノベーションを進めていくことも同様に大切なことです。

令和2年度税制改正においては、主にこれらの課題を解決へと導いていくため、一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置が設けられることになりました。

また、大企業の内部留保を設備投資や賃上げに向かわせるための措置として、投資促進税制における設備投資要件を強化し、賃上げへのインセンティブを通じた税制効果が発揮されやすくなるよう見直されることになりました。

### (2) 中小企業等の支援、地方創生

地域経済の中核を担う中小企業は深刻な人手不足に直面しています。これまで政府は、中小企業の設備投資の促進や事業承継に対する支援など、生産性向上や担い手を確保するための財政支援を行ってきました。令和2年度税制改正においては、従前のこのような方針を引き継ぎつつ、中小企業とベンチャー企業との協働によるイノベーションを推進するため、中小企業からベンチャー企業への出資について所得控除を認める措置が創設されます。

また、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から、中小企業における交際費課税の特例が2年間延長されることになりました。

### (3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

「経済のデジタル化」が急速に進展する中、モノを中心とした従来の国際課税原則、すなわち「独立企業原則」「恒久的施設（PE）なくして課税なし」などの原則が適切に機能していないとの指摘があります。

## 個人所得課税の改正

近年、個人所得課税については、わが国の経済社会の変革を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどが進められてきました。

令和2年度税制改正においてもこの方針を踏襲し、さらなる各種控除のあり方の見直しが進められます。

### ■一般NISAおよびジュニアNISAの改正

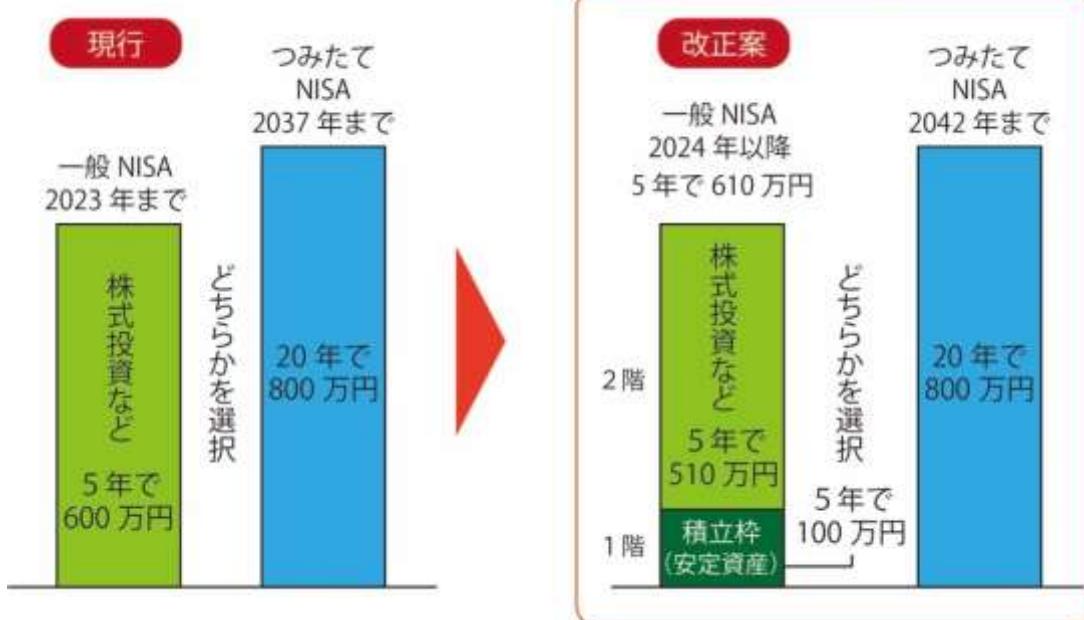
#### (1) 改正の背景

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度が大きく見直されることになりました。

#### (2) 改正の概要

現行の一般NISAの投資期間終了に合わせ、新たなNISAが創設されることになりました。この新しいNISAは、リスクの低い投資信託などに対象を限定した最大年20万円の積立枠（①特定累積投資勘定（仮称））と、従来通り上場株式などにも投資できる最大年102万円の枠（②特定非課税管理勘定（仮称））で構成されています。

### ■制度改正のイメージ



原則として、①特定累積投資勘定（仮称）に投資した場合のみ②特定非課税管理勘定（仮称）にも投資できる制度ですが、例外的に、上場株式だけに投資する場合は、①特定累積投資勘定（仮称）へ投資しなくても、②特定非課税管理勘定（仮称）へ投資することができます。

# 3 資産課税の改正

近年、資産課税については賑やかな改正が続きましたが、来年度は小粒な改正となりそうです。その中で目を引くのは「所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応」。土地の所有者が不明である場合に、その土地の使用者を「所有者」とみなして固定資産税が課税できる仕組みが創設されます。その他は既存税制の延長・拡充・廃止が中心で、相続税対策や企業の事業承継対策に大きな影響はないでしょう。

## ■ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

### (1) 改正の背景

近年、所有者不明の土地が全国的に増加しています。平成28年に国土交通省が実施した調査では、実に12万以上の土地が登記簿で所有者を特定できなかったそうです。

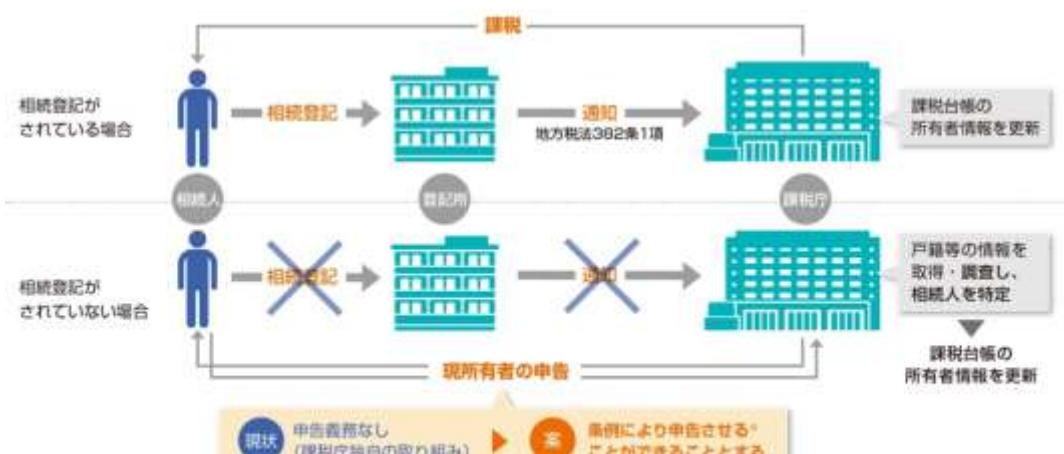
固定資産税の納税義務者は、原則として「登記上の所有者」。ところが、この「登記上の所有者」が死亡した時に相続登記がされなければ、登記簿上で新たな所有者が特定できません。そのため市町村では、新たな所有者を特定するための調査を行っていますが、調査に多くの時間や労力がかからってしまうため、課税事務に支障が生じています。

こうした課税上の問題に対応するため、次の改正が行われることになりました。

### (2) 改正の概要

#### ①現に所有している者の申告の制度化

現在、登記簿上に所有者として登記されている人が死亡している場合、市町村は、その土地や家屋を「現に所有している者」に対し、氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告するよう促しています。ただ、この手続きは法律・条例に規定された正式な手続きではない上、仮に納税者側が対応を怠ったとしても罰則規定が存在しないため、実効性に乏しいと言わざ



るを得ません。そこで今回、制度としての実効性を確保するため、この届出が法令に規定され、正式な制度として運用されることになりました。これに併せて罰則規定も設けられる予定です。

# 4 企業経営情報レポート

## 法人課税の改正

法人課税については「デフレ脱却・経済再生」「中小企業支援」といった課題を解決へと導いていくため、一定のベンチャー企業に対する出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置が設けられることになりました。また、大企業の内部留保を設備投資や賃上げに向かわせるための措置として、投資促進税制における設備投資要件を強化し、賃上げへのインセンティブを通じた税制効果を発揮しやすくなるよう見直されることになりました。

### ■ オープンイノベーションに係る措置の創設

#### (1) 改正の背景

既存企業とベンチャー企業が協働して「オープンイノベーション」を進めていくことが、わが国における喫緊の課題。そこで、税制の面でも企業の「オープンイノベーション」を強力に支援するため、事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置が設けられることになりました。

#### (2) 改正の概要

特定事業活動を行う青色申告法人（以下、対象法人）が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得し、かつ、その取得日を含む事業年度末まで有している場合、「特定株式の取得価額の25%以下の金額」を特別勘定の金額として経理することで、その合計額を損金算入できるようになります（その事業年度の所得金額が上限）。



経営  
データ  
ベースQ  
uestionA  
nswer

ジャンル：労務管理 &gt; サブジャンル：社会保険

# 海外出向者の社会保険

## 海外出向者の社会保険は、 出向先と出向元のどちらで適用されるのでしょうか。

出向者的人事労務管理と賃金の支払いを出向元である貴社が行う場合には、健康保険と厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格は継続されますが、労災保険については、海外派遣者特別加入制度に加入する必要があります。

もし、海外出向者の人事労務関係が出向先で行われ、賃金の大半が、出向先企業から支給される場合には、貴社との雇用関係はないものとみなされ、貴社で取得した被保険者資格を継続することはできません。

したがって、この場合には、我が国の健康保険に代わるものとして、公的な医療保険制度が実施されている国では、現地の会社でその公的保険に加入し、ない国では、日本の海外傷害保険に加入するようにします。なお、厚生年金保険については、被保険者資格は継続されませんので、年金の空白期間をつくるためにには、国民年金の任意加入制度（国民年金法附則第5条参照）を利用することになります。

### 1. 海外派遣者として特別加入することができる範囲

- 独立行政法人国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除きます。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方
- 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者
- 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外にある次の表に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主及びその他労働者以外の方
- 派遣される事業の規模の判断については、海外の各國ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があつて海外に事業場を持つ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では上表の規模を超える場合であつても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において上表の規模以内であれば特別加入することができます。

### 2. 新たに特別加入を申請する場合の手続き

派遣元の団体または事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除きます。）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要です。なお、派遣先の事業については、有期事業も含まれます。海外派遣者の派遣の形態（転勤、在籍出向、移籍出向等）や派遣先での職種、あるいは派遣先事業場の形態、組織等については問い合わせません。

経営  
データ  
ベースQ  
uestioNA  
nswereR

ジャンル：労務管理 &gt; サブジャンル：社会保険

# 給与計算の基本について

## 給与計算担当者のための給与計算の基本について 教えてください。

毎月中旬に年金事務所または健康保険組合から、前々月分の社会保険料を口座振替により受領したという旨と、前月分の社会保険料を口座振替により受領する旨が記載された『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付されます。

また、同時に事業所が指定している金融機関には『納入告知書』が送付されます。

『保険料納入告知額・領収済額通知書』には、従業員と事業主負担分の社会保険料の合計額、児童手当拠出金の金額が記載されています。

前月に賞与を支給している場合は、賞与の社会保険料も合算されています。

『保険料納入告知額・領収済額通知書』に記載されている金額を確認し、事業所が指定している金融機関に社会保険料を納付します。末日には社会保険料が自動的に引き落とされます。

### ■納付期限

『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付された月の末日（給与を支払った月の翌月末日）

※納付期限が土日祝日の場合は、土日祝日明けまで

### ■納付先

事業所指定の金融機関

### ■納付後

翌月中旬に年金事務所または健康保険組合から、社会保険料を口座振替により受領した旨が記載された『保険料納入告知額・領収済額通知書』が送付されます。

### ■ポイント

事業所が社会保険料を納付する金融機関を指定していない場合は、事業所に『納入告知書』が直接送付されます。『納入告知書』を基に、最寄りの金融機関、年金事務所または、健康保険組合で社会保険料を納付します。

なお健康保険と厚生年金保険はそれぞれ全国健康保険協会と年金事務所に組織が分割されました。保険料の納付については年金事務所で健康保険、厚生年金保険の保険料を一括で納付することとなっています。